助成事業が もっと使いやすく なりました!

大谷D-TBROWS 不燃化特区



発 行

板橋区 都市整備部市街地整備課 密集地域整備グループ





助成金額が増えました! 最大350万円



主要生活道路の沿道では、最大で以下の助成が 受けられます。

詳細は裏面の連絡先へお問い合わせください。

- 除却費(最大 100 万円)
- 設計費(最大 100 万円)
- 工事費(最大 150 万円)※主要生活道路沿道のみ

区外権利者の方も助成が使えます。



これまで事業を活用できる方は、区内在住の老朽建築物所有者の方に限られていましたが、区外にお住まいの所有者の方も助成事業が活用できるようになりました。



いかが、 除却だけでも 助成が受けられるのをご存じですか?

例えば…

空き家の老朽建築物の管理に困っている方 最大で 100 万円の除却費の助成が出ます。

専門家の知恵が無料で活用できる専門家派遣の種類が増えました!



「建替えたい…」、「ちょっと聞きたい…」、土地や建物でお困りの時は、 まずは「区の担当への相談」、様々な相談に対応できるよう「無料専門家 派遣制度」を行っています。

- ちょっと聞きたい相談 「助成がわからない…」 まずは区へ!
- 法律相談「借地や借家の問題が…」弁護士や司法書士が対応!
- 税や相続の相談 「固定資産税や相続税対策など」

税理士や会計士が対応!

● 資産活用 「土地活用やアパートや借地、借家経営」

ファイナンシャルプランナーや税理士が対応!

● 建替え相談 「単世帯から2世帯や多世帯住宅、

孫と一緒の三世代住宅の可能性など」 建築士が対応!

対象者の方へ助成事業に関するアンケート調査実施中です。

現在、区では、老朽木造建物を所有している対象者の皆さんへ不燃化特区の助成事業に関するアンケート調査を実施しています。

この助成事業が活用できる期間も平成32年度までです。

そこで、さらに活用していいただく方を増やしていくために、対象者の方に事業への要望などをお聞きし、活用しやすい制度に変えていくための調査を実施しています。

不燃化特区のまちづくりについて、ご質問やご要望等がありましたら、 下記の問合わせ先にお寄せ下さい。

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ 〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号

電 話: 03-3579-2572 FAX: 03-3579-5437

E-mail: t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI